

保育園（所）、認定こども園、新制度幼稚園の通常教育・保育ご利用者様用

## 3～5歳児の保護者の皆様へ、無償化制度開始に伴う 給食費の取扱いについてお知らせします。

令和元年10月から3～5歳児(4月1日時点の年齢)の保育料が無償化されます。  
(延長保育料は無償化対象外となります。)

無償化に伴い、給食費の取扱いが、以下のとおりとなります。

### 【1号認定児童】

今までと同様に、主食費と副食費をお支払いいただきます。

### 【2号認定児童】

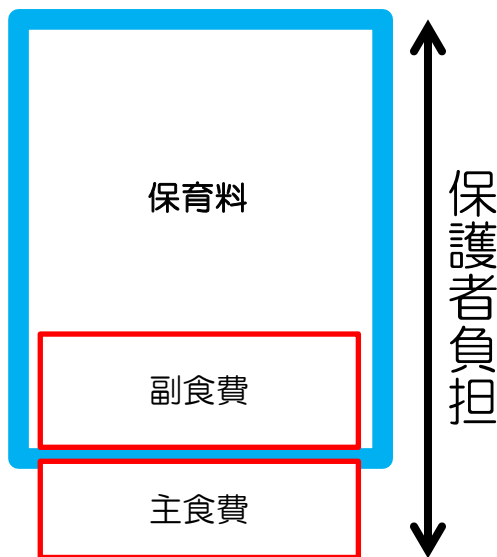
今まで、保育料の一部として、保育料と一緒に支払っていただいていた副食費については、無償化制度開始後も、引き続きお支払いいただくこととなります。

主食費も、引き続きお支払いいただきます。

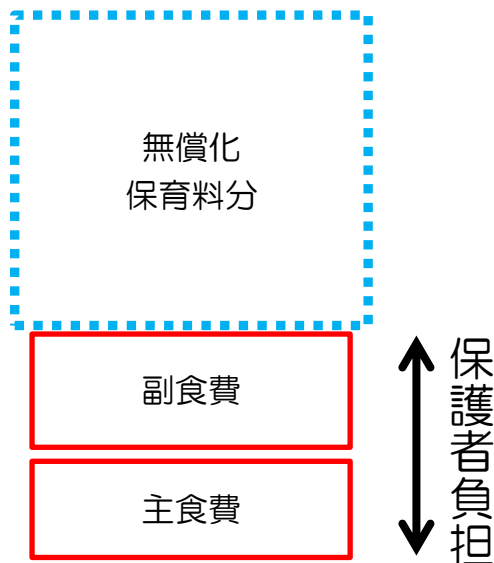
※主食費と副食費は園ごとに異なります。

例：2号認定児童の場合

<今まで>



<無償化制度開始後>  
令和元年10月～



裏面もございます。

(裏面)

## 副食費の免除

年収360万円未満相当の世帯及び全階層の第3子(※)以降は、副食費が免除されます。

(※) 年収360万円相当以上の世帯は、「第3子」の考え方について、兄、姉が保育園等に入所しているなどの要件があります。

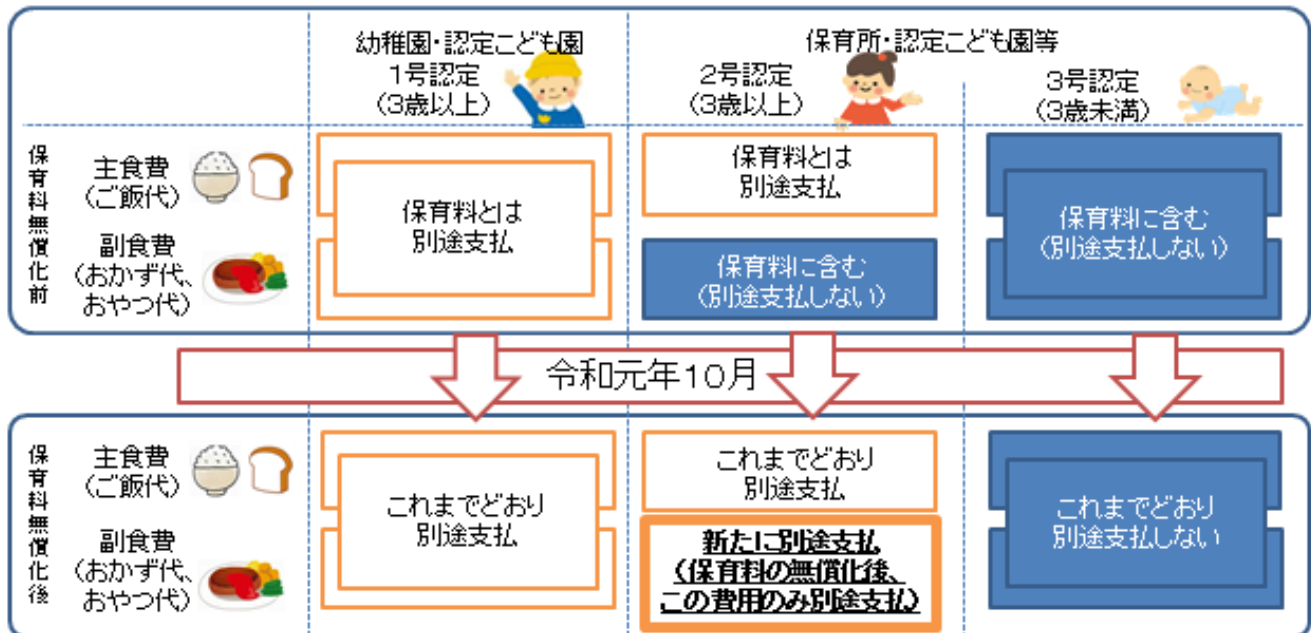
	第1号認定子ども	第2・3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数(別居・別生計含む)	
年収360万円以上相当(※)	小学校第3学年修了前(同一世帯のみ)	小学校就学前(同一世帯内のみ)

免除対象となる方へは、令和元年9月頃に副食費免除対象者の通知書を送付します。

## まとめ：1号、2号、3号認定児童の主食費、副食費（制度開始後）

表面の内容と3号認定児童の主食費、副食費をまとめると、下記のとおりとなります。

- ① 1号認定児童 今までと同様に、主食費と副食費をお支払いいただきます。
- ② 2号認定児童 今までと同様に主食費をお支払いいただき、保育料の一部としてお支払いいただいていた副食費についても引き続きお支払いいただきます。(保育料は無償化)
- ③ 3号認定児童 今までと同様に、保育料の一部としてお支払いいただきます。



### <お問い合わせ>

千葉市幼保運営課 管理班 043-245-5726

このお知らせは、保育所、認定こども園、新制度移行幼稚園を利用している方向けのものです。

一時預かり・認可外保育施設に関する疑問等については、下記までお問合せください。

- ・一時預かりについて 千葉市幼保運営課 助成第1班 043-245-5729
- ・認可外保育施設について 千葉市幼保運営課 助成第2班 043-245-5735